

横浜銀行
YOKOHAMA
横浜フィナンシャルグループ

事業資金のご相談なら
詳しくはコチラ ▶

ビジネスローンプラザ
☎0120-76-4580

《よこしん》は地域の
中小企業をサポートします！

このまちの未来をともにつくる
横浜信用金庫

ホームページはこちら

神奈川銀行は、地域の身近な銀行として
経営上のさまざまなニーズに
お応えいたします！

<https://www.kanagawabank.co.jp>

あなたと共に。未来を育てる。

神奈川銀行
YOKOHAMA
横浜フィナンシャルグループ

この街のベストサポーター

資金調達のご相談は
かわしんへ
<https://www.kawashin.co.jp>

川崎信用金庫

かなしんが皆さまの夢の実現や
お悩みの解決をサポートします

創業支援 成長支援
事業承継 経営改善・事業再生

かなしん
かながわ信用金庫

城南信用金庫は
地域の皆様のお困りごとを解決する
お客様応援企業をめざします！

Cinnamoroll
© 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL No. L650447

城南信用金庫
<https://www.jsbank.co.jp>

シナモロールは城南信用金庫のイメージキャラクターです。

きらぼし銀行
<https://www.kiraboshibank.co.jp>

横浜支社..... Tel. 045-201-4083
大和支社..... Tel. 046-205-4731
町田支社..... Tel. 042-709-3781

街にいい風 あなたにいい風
SHONAN

湘南しんきんは中小企業を応援します

湘南しんきん 検索

詳しくは湘南しんきんホームページへ

街にいい風
湘南しんきん

芝信用金庫

横浜市内の店舗

藤が丘支店	045-973-1431
菊名支店	045-433-1151
鶴居支店	045-933-3911
尻手駅前支店	045-575-1141
幸支店	045-575-1141
川崎大師支店	045-575-1141
※幸支店・川崎大師支店は、尻手駅前支店の店舗内店舗として営業しております	
あざみ野支店	045-902-5111
荏田支店	045-941-6211
(預金特化型店舗) ※荏田支店のご融資受付は藤が丘支店になります	

この街の「ホームドクター」
しばしんが誰かあなたをサポートします。
SHIBASHIN
芝信用金庫

静岡中央銀行は
お客様・地域社会と共に発展し
ベストパートナーとして
信頼される銀行を目指します。

静岡中央銀行
SHIZUOKA CHUO BANK

夢と未来のサポーター
さわやか信用金庫

経営課題の解決を応援します

お気軽にご相談ください

高田支店 045-546-0431
新羽支店 045-545-2931
鷺沼支店 044-866-8451

東日本銀行
YOKOHAMA
横浜フィナンシャルグループ

～下記店舗にお気軽にご相談ください。～
【横浜市内の店舗】
横浜支店・鎌倉支店・山手支店
片倉支店 045-299-0500

<https://www.hiqashi-nipponbank.co.jp/>

令和8年度 横浜市中小企業融資のご案内



Yokohama

横浜市中小企業融資とは

横浜市中小企業融資は、横浜市が金融機関及び横浜市信用保証協会と連携して行っている融資制度です。横浜市が金融機関に融資原資の一部を預け入れることで、長期・固定で低利な融資を実現しています。また、一部融資では、横浜市信用保証協会にお支払いいただく信用保証料を助成することで、中小企業者(個人事業主も対象となります)の借入時の負担軽減を図っています。

～融資のご相談・お申込みについては、お取引のある又は最寄りの取扱金融機関へ～

令和8年度 横浜市中小企業融資のご案内

〈編集・発行〉
横浜市経済局金融課(令和8年4月1日発行)
横浜市中区本町6丁目50番地の10
Email ke-kinyu@city.yokohama.lg.jp

TEL 045-671-2592

横浜市 融資制度 検索



*記載内容については令和8年4月1日時点のものです。



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

公式マスコットキャラクター トウンクトゥンク

©Expo 2027

こんなとき	特徴・対象者	制度名	ページ
幅広い用途に	一般的な資金	振興資金	5・6
	プロパー融資を同時に受ける 支援機関のモニタリングを受ける	協調融資資金	
	注目! 設備更新をする	設備更新資金	
	小規模企業者向けの資金	小規模企業特別資金	
	小規模企業者が短期運転資金を調達	小規模企業資金繰り 安定サポート資金	
脱炭素化	温室効果ガス排出量の見える化を実施 再エネ電力プランに切替え	協調融資資金 (脱炭素割) 小規模企業特別資金 (脱炭素割)	7・8
	計画を立て、温室効果ガス排出量の削減に取り組む	脱炭素よこはま資金	
創業	これから創業する(会社・個人事業主) (創業後5年未満含む)	創業おうえん資金	9・10
	創業支援等を受け、これから創業する(会社) (創業後5年未満含む)	スタートアップ おうえん資金	
事業承継	事業承継に取り組む	事業承継資金	11・12
SDGs	SDGsの達成に向けた取り組みを実施	SDGsよこはま資金	
賃上げ	注目! 賃上げ促進税制の適用を受けた	賃上げおうえん資金	
経営の安定	注目! 売上や利益率が減少している	経営支援資金	13・14
	倒産により経営に影響を受けている 風水害等の被害を受けた	経営安定資金	

申込・手続の流れ



- ① 中小企業者は、お取引のある又は最寄りの取扱金融機関に、融資の相談・申込みを行います。
- ② 取扱金融機関は、融資の審査後、横浜市信用保証協会に保証を依頼します。
- ③ 横浜市信用保証協会は、保証の審査後、保証を決定します。
- ④ 取扱金融機関は融資を実行します。

融資のご相談・お申込先 (取扱金融機関)

横浜信用金庫 / かながわ信用金庫 / 湘南信用金庫 / 川崎信用金庫 / さわやか信用金庫 / 芝信用金庫
城南信用金庫 / 世田谷信用金庫

みずほ銀行 / 三菱UFJ銀行 / 三井住友銀行 / リソナ銀行 / 横浜銀行 / 群馬銀行 / きらぼし銀行
第四北越銀行 / 山梨中央銀行 / 北陸銀行 / 静岡銀行 / スルガ銀行 / 阿波銀行 / 神奈川銀行 / 東日本銀行
大光銀行 / 静岡中央銀行 / PayPay銀行

商工組合中央金庫

資金使途・返済方法・担保・連帯保証人

- 事業経営に必要な運転資金と設備資金の借入にご利用いただけます。生活資金、住宅資金及び投機資金等にはご利用いただけません。
- 返済方法は割賦返済とします。ただし、融資期間1年以内の場合は一括返済も可とします。
- 担保は必要に応じて付けていただきます。ただし、「小規模企業特別資金」「創業おうえん資金」は原則担保不要とします。(「スタートアップおうえん資金」は担保不要とします。)
- 連帯保証人は個人事業主の場合は原則不要とします。法人(会社・NPO法人等)の場合は必要となる場合がありますが、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。また、次のいずれかに該当し、横浜市信用保証協会が認める場合には、法人代表者の連帯保証(経営者保証)を不要とします。

経営者保証不要の場合

- 1 取扱金融機関が、信用保証の付かない融資(プロパー融資)について経営者保証を不要としている場合であって、債務超過でなく、2期連続赤字でない等の要件を満たしている場合
- 2 法人又は法人代表者等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

※上記「経営者保証不要の場合」に限らず、一部の資金を除き、一定の要件を満たした場合に、信用保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とすることができます。横浜市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。



※ お申込みに関して、横浜市は金融機関への紹介・斡旋を一切行っておりません。

※ このご案内は、横浜市中小企業融資の概要をお知らせすることを目的としたもので、融資・保証を一切お約束するものではありません。

※ 記載内容は令和8年4月1日時点のものです。

お申込みいただける事業者

原則として、次の要件を全て満たしている中小企業者がお申込みいただけます。

- ☑ 横浜市内で事業を営んでいる又は横浜市内での事業着手が認められる。
 - ☑ 信用保証協会の保証対象業種である。
(農林漁業、金融業(一部を除く)、風営法第2条第6項から10項に掲げる性風俗関連特殊営業等は保証対象外)
 - ☑ 許認可等を必要とする事業の場合、その許認可等を受けている。
 - ☑ お申込時に納期の到来している横浜市民税を完納している。
 - ☑ 借入金の返済見込が確実である。
 - ☑ 信用保証協会から履行を求められる代位弁済に対する債務がない。
 - ☑ 金融機関の取引停止処分中でない。
 - ☑ お申込みを希望する各資金の融資対象要件を満たしている。
- *上記以外にも、必要な要件(所得税等について、期間内に申告をされていること等)があります。

「中小企業者」とは、常時使用する従業員又は資本金のいずれかが下表に該当する法人・個人事業主・組合をいいます。
(中小企業信用保険法による)

業種	常時使用する従業員	資本金(出資総額)
製造業等(運送業、建設業、不動産業、旅行業、鉱業、ソフトウェア業、保険媒介代理業等を含む)	300人以下	3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業(飲食業を含む)	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
旅館業	200人以下	
医業を主たる業とする法人	300人以下	—

- 製造業等とは、卸売業、小売業(飲食業を含む)、サービス業、医業を主たる業とするもの以外をいいます。
- 家族従業員、臨時の使用者、会社の役員は従業員数に含みません。ただし、臨時雇用であっても継続して経常的に雇用している場合は従業員に含めます。(例:飲食店においてアルバイトを常年雇用している場合等)
- 資本金が左表の額を超えている先で、かつ、従業員数が左表の9割を超えている場合は、従業員数の確認資料が必要になります。
- 組合の場合は当該組合が保証対象業種を営むこと、又はその構成員の2/3以上が保証対象事業を営んでいればご利用いただけます。
- 医業を主たる業とする法人とは、医療法人及び社会福祉法人等で医業を主たる業とするものをいいます。医療法人及び社会福祉法人以外の法人(株式会社等)が医業を行う場合は、従業員数と資本金が左表に該当していればご利用いただけます。
- 医業を行う個人の場合は、従業員数が100人以下であればご利用いただけます。
- NPO法人については、従業員数が左表に該当していればご利用いただけます。

お申込みに必要な書類

- 1 信用保証委託申込書(横浜市信用保証協会所定の様式)
- 2 申込人及び連帯保証人*1の印鑑登録証明書*2, 3
- 3 申込時に納期が到来している横浜市民税を完納していることがわかる書類(写し可)
(納税証明書*2・領収証書*2・eLTAX内の納付済がわかる画面等)
- 4 決算書(確定申告書)の写し(原則、直近2期分)
- 5 法人は履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)又は登記情報提供サービスで取得したもの*2, 3
- 6 許認可事業の場合は許認可証の写し
- 7 設備資金の借入の場合は見積書等の写し
- 8 その他、資金ごとに定める認定書や計画書等

融資審査の際、上記以外の書類等が必要になる場合があります。

- *1 連帯保証人が必要となる場合
- *2 証明書は発行から3か月以内の最新のもの
- *3 横浜市信用保証協会申込時は写しで可

横浜市信用保証協会とは

信用保証協会法に基づいて設立された認可法人で、中小企業者が借入れをする時の「公的な保証人」となり、事業資金の調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

また、各種専門家や中小企業支援機関と連携して「創業から事業承継まで」の企業のライフステージに応じた経営上の課題解決の支援も行っています。

信用保証料

信用保証協会の保証を受けた際には、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、保証料率を基に算出されます。

保証料率は、セーフティネット保証等の一部の保証制度を除いて、経営内容に応じた9段階の全国一律の料率体系となっています。

基本となる保証料率は責任共有保証料率ですが、責任共有対象外保証制度*については、責任共有対象外保証料率が適用されます。



※責任共有対象外保証制度の詳細については、横浜市信用保証協会のウェブサイトをご覧ください。

信用保証料の詳細なご案内

お借入時の信用保証料の計算方法、条件変更時・期日前完済時の信用保証料の取扱い等については、ウェブサイトをご参照ください。



信用保証料の試算

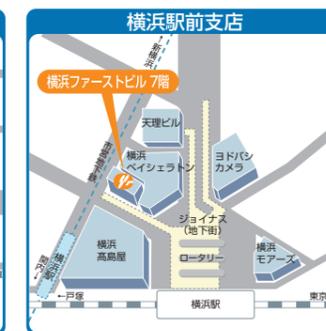
お借入時の信用保証料の目安はウェブサイトでも試算いただけます。



〒231-8505
中区山下町22
山下町SSKビル10階
TEL 045-662-6623
FAX 045-661-0089
<担当地区>
中区、磯子区



〒222-0033
港北区新横浜3-9-18
新横浜TECHビルB館6階
TEL 045-470-5600
FAX 045-470-7170
<担当地区>
港北区、緑区、青葉区、都筑区



〒220-0004
西区北幸1-6-1
横浜ファーストビル7階
TEL 045-319-5335
FAX 045-319-5340
<担当地区>
鶴見区、神奈川区、西区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区



〒233-0002
港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおかオフィスタワー22階
TEL 045-844-6621
FAX 045-845-0641
<担当地区>
南区、金沢区、戸塚区、港南区、栄区、泉区

制度名	融資対象(P3「お申込みいただける事業者」に加えて必要となる要件)	融資額	融資期間	利率(年利)(注1)	保証料率(注2、3)及び市による助成率	備考
振興資金	追加要件なし	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内 (据置12か月以内を含む)	●固定金利 1年以内 1.9%以内 5年以内 2.6%以内 10年以内 2.8%以内 20年以内 3.0%以内 ●変動金利 短プラ +0.7%以内 ●取扱金融機関の 所定利率 15年超のみ適用可	0.45~1.90%	
協調融資資金	次のいずれかに該当する中小企業者 1 当該保証付融資と合わせて、その融資額の1割以上(融資期間1年以上)のプロパー融資を同時に受ける 2 金融機関によるモニタリングを受ける (1・2は、全国統一保証制度の「協調支援型特別保証制度」の対象) 3 認定経営革新等支援機関による月次のモニタリングを受ける (3は、全国統一保証制度の「モニタリング強化型特別保証制度」の対象)	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 (据置12か月以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置36か月以内を含む)	●固定金利 2.8%以内 ●変動金利 短プラ +0.7%以内	0.23~1.43% (国による保証料補助後の料率) 【脱炭素割】で保証料助成あり 詳細は7ページ	
設備更新資金	次のいずれかに該当する中小企業者 1 電気・ガス・液体燃料等のエネルギーを使用する既存設備※を更新 2 1以外の既存設備を更新 ※電気・ガス・液体燃料等のエネルギーを使用する既存設備の例 業務用空調設備、業務用給湯器、業務用冷凍冷蔵設備、LED照明、高性能ボイラ、変圧器、産業用モーター、産業ヒートポンプ、生産設備(工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン)、自動車、作業車、その他業務用設備	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内) ※設備投資に付随する 運転資金は可。 ただし、設備の金額を 超えないこと	設備資金 20年以内 (据置12か月以内を含む)	●固定金利 1年以内 1.3%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.2%以内 20年以内 2.4%以内 ●取扱金融機関の 所定利率 15年超のみ適用可	0.05~1.60% (融資額5,000万円を上限に 0.3%助成) ・【宣言割】 上記に加え、融資額上限まで 0.1%助成	横浜市の 「脱炭素取組宣言」を した場合 
小規模企業 特別資金	小規模企業者 小規模企業者とは…従業員20人以下(卸売業・小売業・サービス業は5人以下)の事業者 ただし、サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業は従業員20人以下の事業者(中小企業信用保険法による) (全国統一保証制度の「小口零細企業保証制度」の対象) (注)NPO法人は対象外	2,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 (据置12か月以内を含む)	●固定金利 1年以内 1.6%以内 5年以内 2.0%以内 10年以内 2.4%以内 15年以内 2.6%以内 ●変動金利 短プラ +0.4%以内	0.40~2.10% (0.1%助成) 【脱炭素割】で保証料助成あり 詳細は7ページ	○責任共有制度の対象外
小規模企業 資金繰り安定 サポート資金	次の全ての要件を満たす小規模企業者 (※小規模企業者の定義は上記「小規模企業特別資金」に記載のとおり) 1 1期以上の決算(確定申告)を行っている 2 既往の借入について条件変更等による返済緩和を行っていない 3 〈法人〉 直近決算で債務超過でなく、経常利益を計上している 〈個人事業主〉 直近の確定申告における申告所得額が200万円以上	2,000万円以内 ※ただし、直近決算における 平均月商の2倍以内	運転資金1年以内 (一括返済)	取扱金融機関の 所定利率	0.35~1.80% ※横浜市信用保証協会による保証 料割引(0.1%)適用後の料率	○申込時点で本資金及び信用保証協会(横浜市以外 の信用保証協会も含む)の保証付き短期継続 融資を利用していないこと ○更新による継続利用のためには、融資対象の全 てを満たすことが必要 (ただし、1・2回目の更新時は、融資対象の 要件3を満たしていない場合でも更新可能)

※上記は各制度の概要です。また、一部の制度を除き、経営者保証不要を選択することが可能となる場合があります。横浜市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。(裏表紙の二次元コードを参照)
※要件に合致する旨を証明する書類の写し等が必要な場合があります。

(注1)変動金利の「短プラ」とは、「短期プライムレート」の略称で、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利で、取扱金融機関ごとに異なります。また、金利の上限が変わる場合があります。
(注2)保証料率は、横浜市が信用保証料を助成した後の借入事業者の負担料率です。代表的な保証料率を記載しており、借入事業者の状況によっては異なる料率が適用になる場合があります。
(注3)保証料の助成は、横浜市予算の範囲内で行います。また、年度途中で保証料率が変わる場合があります。横浜市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。(裏表紙の二次元コードを参照)

制度名	融資対象(P3「お申込みいただける事業者」)に加えて必要となる要件)	融資額	融資期間	利率(年利)(注1)	保証料率(注2、3)及び市による助成率	備考
協調融資資金 (脱炭素割)	次のいずれかに該当する中小企業者 1 当該保証付融資と合わせて、その融資額の1割以上(融資期間1年以上)のプロパー融資を同時に受ける 2 金融機関によるモニタリングを受ける (1・2は、全国統一保証制度の「協調支援型特別保証制度」の対象) 3 認定経営革新等支援機関による月次のモニタリングを受ける (3は、全国統一保証制度の「モニタリング強化型特別保証制度」の対象) 及び次のア、かつイ又はウのいずれかに該当 ア 横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施 イ 現状の温室効果ガス排出量の見える化を実施 ウ 「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」を活用し、再エネ電力プランへの切替えを実施	2,000万円以内 (注4)	運転資金 10年以内 (据置12か月以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置36か月以内を含む)	●固定金利 2.8%以内 ●変動金利 短プラ +0.7%以内	0.03~1.23% (国による保証料補助後に 0.2%助成)	
小規模企業 特別資金 (脱炭素割)	小規模企業者 (全国統一保証制度の「小口零細企業保証制度」の対象) 及び次の1、かつ2又は3のいずれかに該当 1 横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施 2 現状の温室効果ガス排出量の見える化を実施 3 「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」を活用し、再エネ電力プランへの切替えを実施 (注)NPO法人は対象外	2,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (注4) (据置12か月以内を含む)	●固定金利 1年以内 1.6%以内 5年以内 2.0%以内 10年以内 2.4%以内 ●変動金利 短プラ +0.4%以内	0.2~1.9% (0.3%助成)	○責任共有制度の対象外
脱炭素よこはま 資金	横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施し、かつ、次のいずれかに該当する中小企業者 1 温室効果ガス排出量削減目標を定め、第三者機関の認証等※を得た事業計画に従い、温室効果ガス排出量の削減に取組む ※認証等の例 ・横浜市へ地球温暖化対策計画を提出した (脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素マネジメント課 TEL 045-671-4224) ・(公財)横浜企業経営支援財団の伴走支援(3回)を受けた ・エコアクション21、エコステージ、中小企業版SBT(Science-based Targets)又はグリーン経営認証を取得した ・脱炭素化に関する金融機関提携サービスのコンサルタントを受けた 等 2 脱炭素分野での「横浜市次世代重点分野立地促進助成金」の交付決定を受けた 経済局企業投資促進課 TEL 045-671-2594 3 カーボンニュートラル設備投資助成事業に関連する設備投資を実施 経済局ものづくり支援課 TEL 045-671-3489 4 (公財)横浜企業経営支援財団の「技術相談(環境技術・省エネルギー)」による支援を受け、設備投資を実施 (公財)横浜企業経営支援財団 TEL 045-225-3733	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内 (据置12か月以内を含む)	●固定金利 1年以内 1.3%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.2%以内 20年以内 2.4%以内 ●取扱金融機関の 所定利率 15年超のみ適用可	0.0~1.4% (融資額5,000万円を上限に 0.5%助成)	○融資対象1の資金用途については、該当する計画の実施に限る

※上記は各制度の概要です。また、一部の制度を除き、経営者保証不要を選択することが可能となる場合があります。横浜市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。(裏表紙の二次元コードを参照)
 ※要件に合致する旨を証明する書類の写し等が必要な場合があります。

(注1)変動金利の「短プラ」とは、「短期プライムレート」の略称で、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利で、取扱金融機関ごとに異なります。また、金利の上限が変わる場合があります。
 (注2)保証料率は、横浜市が信用保証料を助成した後の借入事業者の負担料率です。代表的な保証料率を記載しており、借入事業者の状況によっては異なる料率が適用になる場合があります。
 (注3)保証料の助成は、横浜市予算の範囲内で行います。また、年度途中で保証料率が変わられる場合があります。横浜市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。(裏表紙の二次元コードを参照)
 (注4)脱炭素割の保証料助成の対象となる融資額及び融資期間です。

脱炭素割の利用要件

■温室効果ガス排出量の見える化

- ・温室効果ガス排出量算定方法については限定しませんが、取扱金融機関等が提携、又は公的機関が提供している算定ツールや診断サービスを使用してください。
- ・Scope1(自社での燃料使用等による直接排出)、及びScope2(他社から供給された電気・ガス等の使用に伴う間接排出)の温室効果ガス排出量を算定した結果を示す書類の写しが必要です。

〈取扱金融機関等が提携又は公的機関が提供している算定ツール・診断サービスの一例〉

- ・省エネ最適化診断((一財)省エネルギーセンター)・CO₂チェックシート(日本商工会議所)

■「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」を活用し、再エネ電力プランへの切替え

- ・「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」は、神奈川県内における再エネ電力の利用拡大を目的として、小売電気事業者の再エネ電力プランを広く周知するとともに、積極的に再エネ電力への切替えを行った県内企業等を認定公表する制度であり、神奈川県と横浜市が連携して実施しています。
- ・本プロジェクトを活用して再エネ電力プランに切り替え、神奈川県から再エネ電力利用認定を受けていることが条件です。
- ・神奈川県が交付する「かながわ再エネ電力利用事業者認定証」の写しが必要です。

🔦「脱炭素割」及び「脱炭素よこはま資金」資格申告書は、横浜市ウェブサイトにてフォーム入力をしていただき、取得したものを提出してください。



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会
2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027



制度名	融資対象 (P3「お申込みいただける事業者」に加えて必要となる要件)	融資額	融資期間	利率(年利)(注1)	保証料率(注2、3) 及び市による助成率	備考
<p>創業おうえん資金</p> <p>創業又は創業後5年未満</p>	<p>次のいずれかに該当する創業者又は中小企業者</p> <ol style="list-style-type: none"> これから創業する場合(現在事業を営んでいない場合に限る)で、1か月以内*に横浜市内で個人事業を開始する、又は2か月以内*に横浜市内で会社を設立し事業を開始する ※特定創業支援等事業による支援を受けた旨の証明を受けた場合は6か月以内 既に創業しており、次のいずれかに該当(当該事業の開始時に他の事業を営んでいない場合に限る) (1)個人事業を開始し5年未満、又は会社を設立し5年未満 (2)個人事業を開始したのち、新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、個人事業を開始して5年未満 事業を継続している会社により新たに設立(分社化)された会社で、設立の日から5年未満(事業を継続しつつ、新たに横浜市内で会社を設立(分社化)する場合を含む) (1、2、3は、全国統一保証制度の「創業関連保証制度」又は「スタートアップ創出促進保証制度」の対象) <p>(注)NPO法人は対象外</p>	3,500万円以内	<p>運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置12か月以内を含む)</p>	<p>●固定金利 2.3%以内</p>	<p>0.3% (0.1%助成) ※横浜市信用保証協会による保証料割引(0.4%)適用後の料率</p>	<p>○「スタートアップ創出促進保証制度」の対象者は経営者保証不要(保証料率0.5%) ○責任共有制度の対象外</p>
<p>(再挑戦)</p>	<p>次の全ての要件を満たし、横浜市内で新たに事業を開始する創業者(又は新たな事業を開始してから5年未満の中小企業者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する、又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった 事業の廃止日又は解散日から5年未満 (1、2は、全国統一保証制度の「再挑戦支援保証制度」の対象) <p>(注)NPO法人は対象外</p>	3,500万円以内	<p>運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置12か月以内を含む)</p>	<p>●固定金利 3年以内 2.4%以内 5年以内 2.6%以内 10年以内 2.8%以内</p> <p>●変動金利 短プラ +0.7%以内</p>	<p>0.72% (0.08%助成)</p>	<p>○責任共有制度の対象外</p>
<p>スタートアップおうえん資金</p> <p>【会社のみ対象】</p> <p>創業又は創業後5年未満</p>	<p>次のいずれかに該当し、</p> <ol style="list-style-type: none"> これから創業する場合(現在事業を営んでいない場合に限る)で、2か月以内*に横浜市内で会社を設立し事業を開始する ※特定創業支援等事業による支援を受けた旨の証明を受けた場合は6か月以内 既に創業しており、次のいずれかに該当(当該事業の開始時に他の事業を営んでいない場合に限る) (1)会社を設立し5年未満 (2)個人事業を開始したのち、新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、個人事業を開始して5年未満 事業を継続している会社により新たに設立(分社化)された会社で、設立の日から5年未満(事業を継続しつつ、新たに横浜市内で会社を設立(分社化)する場合を含む) (1、2、3は、全国統一保証制度の「スタートアップ創出促進保証制度」の対象) <p>かつ次の条件のいずれかに該当する会社</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 特定創業支援等事業のセミナー等を受講し修了</p> <p>イ 横浜市が指定する支援プログラムのいずれかを修了(詳細は、横浜市ウェブサイトをご確認ください。裏表紙の二次元コードを参照)</p> <p>ウ Science Tokyo 横浜ベンチャープラザに入居中</p> <p>エ 「横浜市スタートアップビザ」における確認証明書の発行を受けた</p> <p>オ 日本政策金融公庫の以下の資金を利用している、又は本資金と以下の資金で協調融資*を受ける 挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン) ※本資金と資本性ローンの融資時期や融資金額等の条件は同じである必要はありません</p> </div> <p>(注)NPO法人は対象外</p>	3,500万円以内	<p>運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置12か月以内、ただし、プロパー融資との同時実行等の場合は36か月以内を含む)</p>	<p>●固定金利 1.9%以内</p>	<p>保証料ゼロ(全額助成) ※横浜市信用保証協会による保証料割引(0.4%)適用後に全額助成</p>	<p>○責任共有制度の対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc;"> <p>《お問い合わせ先》 ア、イ、ウ、エについては 経済局イノベーション推進課 【TEL 045-671-4600】</p> </div>

※上記は各制度の概要です。また、一部の制度を除き、経営者保証不要を選択することが可能となる場合があります。横浜市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。(裏表紙の二次元コードを参照)
※要件に合致する旨を証明する書類の写し等が必要な場合があります。

(注1)変動金利の「短プラ」とは、「短期プライムレート」の略称で、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利で、取扱金融機関ごとに異なります。また、金利の上限が変わる場合があります。
(注2)保証料率は、横浜市が信用保証料を助成した後の借入事業者の負担料率です。代表的な保証料率を記載しており、借入事業者の状況によっては異なる料率が適用になる場合があります。
(注3)保証料の助成は、横浜市予算の範囲内で行います。また、年度途中で保証料率を変更される場合があります。横浜市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。(裏表紙の二次元コードを参照)

「横浜市貿易振興金融制度」のご案内

横浜市内に1年以上主たる営業所を有する貿易関係企業の事業資金の円滑な調達を目的とした制度で、輸出契約に基づいて行う貨物の買い取り・生産・加工・集荷や、輸入契約に基づいて行う輸入手形・送金決済などの際にご利用いただけます。

■概要

	融資額	利率(年利)	融資期間
1 輸出資金	1件あたり、7,000万円以内	1.7%以内	運転資金 2か月以内 ～1年以内
2 輸入資金	1件あたり、1億円以内		
3 倉庫・港湾運輸資金	1件あたり、5,000万円以内		
4 国際入札保証資金			

■取扱金融機関

みずほ銀行(横浜中央支店・横浜支店) / 三菱UFJ銀行(横浜支店・横浜中央支店)
三井住友銀行(横浜法人営業部) / りそな銀行(横浜支店) / 横浜銀行(市内本支店)
きらぼし銀行(市内支店) / 北陸銀行(横浜支店) / 神奈川銀行(市内本支店)
大光銀行(横浜支店) / 横浜信用金庫(本店) / かながわ信用金庫(横浜営業部)
商工組合中央金庫(横浜支店)

【お問合せ】

(公社)横浜貿易協会
TEL 045-211-0282
FAX 045-211-0285
※詳細は(公社)横浜貿易協会ウェブサイトをご確認ください。



事業承継

(令和8年4月1日現在)

制度名	融資対象(P3「お申込みいただける事業者」に加えて必要となる要件)	融資額	融資期間	利率(年利)	保証料率(注1、2)及び市による助成率	備考
事業承継資金	次のいずれかに該当する中小企業者 1 事業承継が困難な事業者から事業用資産等の譲渡を受けて、当該事業を承継しようとする 2 経営権の集約を目的として、持株会社によって事業会社の株式を集約化し、当該事業を承継しようとする 3 事業承継を実施した後、議決権株式の取得資金、事業用資産の取得資金又は相続税・贈与税の納税資金等を必要とする(代表者個人による借入も可能) (全国統一保証制度の「経営承継関連保証制度」又は「特定経営承継関連保証制度」の対象) 4 M&A等による事業承継をこれから実施するため、事業承継が困難な事業者の株式や事業用資産等の取得資金を必要とする(全国統一保証制度の「経営承継準備関連保証制度」の対象) 5 EBO(従業員による買収)等による事業承継をこれから実施するため、事業承継が困難な事業者の株式や事業用資産等の取得資金を必要とする(事業を営んでいない個人に限る) (全国統一保証制度の「特定経営承継準備関連保証制度」の対象) 6 横浜市信用保証協会、(公財)横浜企業経営支援財団、取扱金融機関又はその他認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業承継を10年以内に行う事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組む 7 被後継者から事業を引き継いで3年を経過していない	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 (据置12か月以内、ただし、融資対象2は据置18か月以内を含む)	取扱金融機関の所定利率	融資対象1～4、6、7 0.20～1.65% (0.25%助成) 融資対象5 0.90% (0.25%助成)	融資対象3、4、5は、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定が必要 《認定申請窓口》 かながわ中小企業成長支援ステーション 【TEL 045-285-0748】
経営者保証不要	次の1～4のいずれかに該当し、かつ5を満たす法人【一定の財務要件を満たす場合に経営者保証不要】 1 事業承継をこれから3年以内に実施する事業承継計画を有する 2 事業承継を既に実施し、3年を経過していない (1・2は、全国統一保証制度の「事業承継特別保証制度」の対象) 3 事業承継をこれから3年以内に実施する事業承継計画を有し、既存の借入れから借換えを行う (全国統一保証制度の「経営承継借換関連保証制度」の対象) 4 M&A等による事業承継をこれから実施するため、事業承継が困難な事業者の株式や事業用資産等の取得資金を必要とする(全国統一保証制度の「経営承継準備関連保証制度」の対象) 5 次の(1)～(4)までに定める全てを満たす (1) 資産超過であること (2) EBITDA有利子負債倍率(〔借入金・社債-現預金〕÷〔営業利益+減価償却費〕)が10倍以内であること (3) 法人と経営者の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がないこと ※(1)～(3)は直近決算時、(4)は原則として申込日において満たしていることが必要	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置12か月以内を含む)	取扱金融機関の所定利率	〔神奈川県中小企業活性化協議会等 専門家による確認を受けた場合〕 0.0～0.9% (0.25%助成) 〔神奈川県中小企業活性化協議会等 専門家による確認を受けていない場合〕 0.20～1.65% (0.25%助成)	○申込金融機関との与信取引があること ○個人保証付の既存の借入れ(プロパー融資含む)からの借換えも可能な場合あり(ただし、融資対象2は、事業承継前における個人保証付の既存の借入れ(プロパー融資含む)からの借換えのみ可) 融資対象3、4は、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定が必要 《認定申請窓口》 かながわ中小企業成長支援ステーション 【TEL 045-285-0748】 《お問い合わせ先》 神奈川県中小企業活性化協議会 【TEL 045-633-5143】

SDGs・賃上げ

制度名	融資対象(P3「お申込みいただける事業者」に加えて必要となる要件)	融資額	融資期間	利率(年利)	保証料率(注1、2)及び市による助成率	備考
SDGs よこはま資金	SDGsの達成に向けた次の取組を行う中小企業者 【持続可能な成長に向けた認証等】 1 「横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”」において、標準、上位、又は最上位の認証を受けた 脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課 TEL 045-671-4371 2 「横浜型地域貢献企業」の認定を受けた (公財)横浜企業経営支援財団 TEL 045-225-3714 3 「横浜知財みらい企業」の認定を受けた (公財)横浜企業経営支援財団 TEL 045-225-3733 4 「横浜グランドスラム企業表彰」を受けた 経済局中小企業振興課 TEL 045-671-4236 5 「パートナーシップ構築宣言」を宣言し、公開している 6 「中小企業新技術・新製品開発促進助成金」の交付決定を受けた 経済局ものづくり支援課 TEL 045-671-2567 7 「販路開拓支援事業」の認定を受けた 経済局ものづくり支援課 TEL 045-671-2567 【職場環境向上等】 8 従業員の就労環境向上のための設備投資を行う(横浜市内設備に限る) 9 「よこはまグッドバランス企業(旧よこはまグッドバランス賞)」に認定されている 10 「横浜健康経営認証」において、クラスAA、又はクラスAAAに認証されている 健康福祉局健康推進課 TEL 045-671-2454 経済局中小企業振興課 TEL 045-671-4236 11 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、国に届出を行った 12 横浜市民である30歳以上の女性を雇用してから1年以内 13 中小企業庁が認定する経営革新等支援機関の協力を得て、生産性向上に取り組む 14 横浜市信用保証協会によるデジタル化のための提案を受け、設備導入等に取り組む	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内 (据置12か月以内を含む)	●固定金利 1年以内 1.3%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.2%以内 20年以内 2.4%以内 ●取扱金融機関の所定利率 15年超のみ適用可	0.20～1.65% (融資額5,000万円を上限に) 0.25%助成) 融資対象4は 融資額5,000万円を上限に 保証料ゼロ(全額助成)	
賃上げ おうえん資金	直近の確定申告において賃上げ促進税制の適用を受けた中小企業者	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内 (据置12か月以内を含む)	●固定金利 1年以内 1.3%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 10年以内 2.0%以内 15年以内 2.2%以内 20年以内 2.4%以内 ●取扱金融機関の所定利率 15年超のみ適用可	0.00～1.40% (融資額5,000万円を上限に) 0.5%助成)	

※上記は各制度の概要です。また、一部の制度を除き、経営者保証不要を選択することが可能となる場合があります。横浜市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。(裏表紙の二次元コードを参照)
 ※要件に合致する旨を証明する書類の写し等が必要な場合があります。

(注1)保証料率は、横浜市が信用保証料を助成した後の借入事業者の負担料率です。代表的な保証料率を記載しており、借入事業者の状況によっては異なる料率が適用になる場合があります。
 (注2)保証料の助成は、横浜市予算の範囲内で行います。また、年度途中で保証料率に変更される場合があります。横浜市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。(裏表紙の二次元コードを参照)

事業承継・SDGs・賃上げ

制度名	融資対象(P3「お申込みいただける事業者」)に加えて必要となる要件)	融資額	融資期間	利率(年利)	保証料率(注1、2)及び市による助成率	備考
経営支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者 1 次の(1)～(3)いずれかに該当 (1)最近1か月間の売上高が直近3年のいずれかの年の同月の売上高より5%以上減少している (2)最近1か月間の粗利率(売上高総利益率)又は売上高営業利益率が直近3年のいずれかの年の同月若しくは直近決算、前期、前々期より5%以上減少している (3)直近決算の粗利率(売上高総利益率)又は売上高営業利益率が直近決算前期、前々期又は前々々期より5%以上減少している ※最近1か月とは、申込書類記入月の前月、前々月又は前々々月です。 2 セーフティネット保証5号の認定を受けた 3 セーフティネット保証4号の認定を受けた 4 危機関連保証の認定を受けた 5 事業継続力強化計画を国に提出し、認定を受けた(全国統一保証制度の「事業継続力強化関連保証」の対象) 6 取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関等の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定、計画の実行及び進捗の報告を行う(全国統一保証制度の「事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)」の対象) 7 日産自動車株式会社の経営再建策の影響を受ける	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	●融資対象1～4、7 運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置12か月以内を含む) ●融資対象5 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (据置12か月以内を含む) ●融資対象6 運転資金 15年以内 設備資金 15年以内 (据置36か月以内を含む)	●固定金利 2.2%以内	0.00～1.80% ●運転資金 (融資額8,000万円を上限に) 0.5%助成 ●設備資金 (融資額2,000万円を上限に) 0.1%助成 ・【宣言割】 上記に加え、各融資額上限まで 0.1%助成	○融資対象5、6の資金用途については、該当する計画の実施に限る 横浜市の「脱炭素取組宣言」をした場合 
経営安定資金	次のいずれかに該当する中小企業者 1 売上高の停滞等により経営に支障を生じている横浜市中央卸売市場の仲卸業者等 2 セーフティネット保証1号若しくは2号の認定を受けている、又は、取引先の倒産により経営に影響を受けている 3 最近3か月若しくは6か月の純売上高又は粗利率(売上高総利益率)が、最近5か年のいずれかの年の同期と比較して、減少している ※最近3(6)か月とは申告月の前々月を含む3(6)か月です。 4 横浜市中小企業融資又は横浜市信用保証協会が保証した既存の借入れがあり、本資金による借換えにより、毎月の返済負担の軽減が図られ、安定的経営が見込まれる 5 風水害等の被害を受けた 6 激甚災害の応急活動を実施	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置12か月以内を含む)	●固定金利 5年以内 2.1%以内 10年以内 2.3%以内	0.45～1.90%	融資対象1は認定が必要 《お問い合わせ先》 中央卸売市場本場経営支援課 【TEL 045-459-3333】 又は 食肉市場運営課 【TEL 045-511-0446】

※上記は各制度の概要です。また、一部の制度を除き、経営者保証不要を選択することが可能となる場合があります。横浜市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。(裏表紙の二次元コードを参照)
※要件に合致する旨を証明する書類の写し等が必要な場合があります。

(注1)保証料率は、横浜市が信用保証料を助成した後の借入事業者の負担料率です。代表的な保証料率を記載しており、借入事業者の状況によっては異なる料率が適用になる場合があります。
(注2)保証料の助成は、横浜市予算の範囲内で行います。また、年度途中で保証料率に変更される場合があります。横浜市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。(裏表紙の二次元コードを参照)

セーフティネット保証

業況の悪化、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証とは別枠で保証を行う国の制度です。ご利用にあたっては、事業実態のある事業所の所在地の市区町村で認定を受ける必要があります。

■保証の種類・認定の要件・認定手続き

中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき第1号～8号に分かれています。それぞれ国の指定する要件(業種・地域等)を満たす必要があります。

1号：連鎖倒産防止	6号：取引金融機関の破綻
2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
3号：突発的災害(事故等)	8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡
4号：突発的災害(自然災害等)	
5号：業況の悪化している業種(全国的)	

■セーフティネット保証5号(イ)の認定要件

5号(イ)

- 横浜市内に事業実態のある事業所があること。
- 国が指定する業況の悪化している業種(全国的)に属する事業(以下、「指定事業」という。)を営んでいること。
- 次のいずれかの売上減少要件を満たしていること。
 - 【(A)全て指定事業を営んでいる場合】
最近3か月の企業全体の売上高が、前年同期比で5%以上減少していること。
 - 【(B)指定事業と非指定業種に属する事業の両方を営んでいる場合】
最近3か月における指定事業の売上高が企業全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、企業全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少していること。

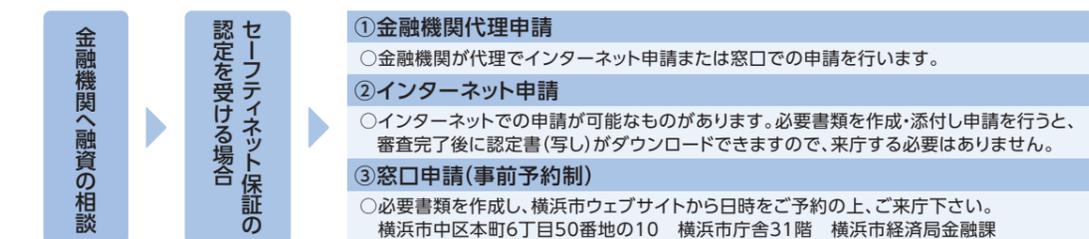
※セーフティネット保証各号の最新の指定案件及び指定業種については中小企業庁ウェブサイトをご覧ください。
【 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.html 】

■必要書類

- 1 横浜市内における事業実態が確認できる資料(写し可)**
法人：履歴事項全部証明書 ※発行から3か月以内の最新のもの
個人事業主：直近の青色申告決算書1ページ目、又は所得税確定申告書の第一表
 - 2 売上高等が確認できる資料**
・申請種別ごとの計算書 **指定** ※インターネット申請の場合は不要
・上記計算書の挙証資料(写しを提出)(月別試算表、法人概況説明書、売上台帳等)
 - 3 認定申請書 指定 (2枚)** ※インターネット申請の場合は不要
- その他、上記以外の資料が必要になる場合があります。

指定 は横浜市指定様式
(横浜市ウェブサイトからダウンロード可能)

■セーフティネット保証認定申請の流れ



※信用保証協会への申込期間は認定の日から30日です。
※認定とは別に、融資の実行には金融機関及び信用保証協会による審査があります。

セーフティネット保証認定申請の詳細については、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

